

## 秋田県南部男女共同参画センター登録団体の登録等に関する実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、秋田県南部男女共同参画センター（以下「センター」という。）において、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を計画し、実践する団体やグループ（以下「団体等」という。）の登録及び団体等の活動の支援や交流の促進に関する基本的な事項を定めることにより、センターの利用の適正化を図るとともに、センターを拠点とした地域における男女共同参画を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) センター登録団体 第5条第1項の規定により登録された団体等をいう。
- (2) 指定管理者 秋田県男女共同参画センター条例（平成13年県条例第16号。以下「条例」という。）第8条の規定により、知事が指定した者をいう。

### (登録の要件)

第3条 センター登録団体として登録することができる団体等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内において、男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体・グループであること。
- (2) 公共の福祉に反する団体・グループでないこと。
- (3) 特定の政党、宗教、営利活動を主な目的とする団体・グループでないこと。

### (登録の申請)

第4条 センター登録団体の登録を受けたい団体等（以下「申請者」という。）は、センター登録団体登録申請書（様式第1号）を指定管理者に提出するものとする。

### (登録)

第5条 指定管理者は、前条の規定により様式第1号の提出があったときは、第3条に規定する登録の要件への適合を審査し、適合すると認めるときは、当該申請者をセンター登録団体として登録するものとする。

2 指定管理者は、前項の規定による登録をしたときは、当該申請者に対して、センター登録団体登録通知書（様式第2号）により通知するとともに、別に定めるセンター登録団体名簿に必要な事項を記載するものとする。

#### (登録の期間)

第6条 センター登録団体の登録期間は、前条第1項の規定により登録した日から第8条第2項及び第3項の規定により登録の取消をした日までとする。

#### (登録事項の確認)

第7条 センター登録団体は、様式第1号の記載事項や活動の内容等について、毎年度3月1日現在の状況を確認し、同月15日までセンター登録団体登録事項確認書(様式第3号)を指定管理者に提出するものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により様式第3号の提出があったときは、その内容を確認し、必要に応じて、センター登録団体名簿に必要な事項を記載するものとする。

#### (登録の取消)

第8条 センター登録団体は、登録を取り消したいときは、センター登録団体登録取消届出書(様式第4号)により指定管理者に届け出るものとする。

2 指定管理者は、前項の規定により様式第4号の届出があったときは、当該センター登録団体の登録を取り消し、センター登録団体名簿に必要な事項を記載するものとする。

3 指定管理者は、センター登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により登録を受けたとき。

(2) 団体等の活動が廃止又は休止したと認められるとき。

(3) 指定管理者が登録を不相当と認めたとき。

4 指定管理者は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該センター登録団体に対して、センター登録団体登録取消通知書(様式第5号)により通知するとともに、センター登録団体名簿に必要な事項を記載するものとする。

#### (研修室の使用料の額)

第9条 センター登録団体が研修室を使用する場合に徴収する使用料の額は、条例別表(第5条関係)に定める区分の「男女共同参画社会の形成の推進に関して行う活動のための使用である場合」に掲げる額とする。ただし、センター登録団体の研修室の使用が「その他の場合」に該当することが明らかなきときは、この限りでない。

#### (団体・グループ活動室の利用)

第10条 センター登録団体は、センター内の団体・グループ活動室を利用できる。

2 センター登録団体は、団体・グループ活動室の利用に当たっては、指定管理者が別に定める利用上の留意事項を遵守しなければならない。

(活動の支援)

第11条 指定管理者は、センターを拠点とした地域の行政機関や関係団体、あきたF・F推進員等により構築される地域ネットワークを活用するなどし、センター登録団体の活動を支援するものとする。

(交流の促進)

第12条 指定管理者は、センター登録団体に対して、主催する各種会議や事業への参加等を働きかけし、センター登録団体の相互交流を支援するとともに、必要な助言を行い、センター登録団体の相互交流を促進するものとする。

(活動の紹介)

第13条 指定管理者は、ウェブサイトを活用するなどし、センター登録団体の活動を紹介することができるものとする。

2 センター登録団体は、自らの活動を広く紹介したいときは、指定管理者にその旨を申し出ることができるものとする。

3 指定管理者は、前項の申出を受けたときは、男女共同参画社会の形成の促進に資する活動に当たらないなど、特別な理由がある場合を除き、第1項の規定により当該センター登録団体の活動を紹介するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、センター登録団体に関し必要な事項は、指定管理者が秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課長の意見等を聴いて、別に定める。

附則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。